

## 駒寄スマートIC大型車対応化整備工事

### 交通規制にご協力ください

駒寄スマートIC大型車対応化事業のための道路整備工事に伴い、令和2年1月ごろから駒寄スマートICの西側側道（スマートIC出入口から北側の約200mの間）は全面通行止め規制となります。

また、規制などの場所は工事の進み具合により変更しますので、現地の誘導看板に従って迂回してください。



## 皆さまの意見を計画に反映します

### 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議委員の公募

吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度終了することに伴い、今後5年間の基本目標や施策などをまとめる第2期総合戦略を策定するため、推進会議を行います。この

日までに生まれた人

②町の他の委員会の委員を3つ以上兼務していない人

▼**申込方法** 申込書に必要事項を記入し、政策室に持参または郵送してください。  
※申込書は政策室で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼**募集人員** 2人  
▼**任期** 2年  
▼**報酬** 1回あたり4,400円

▼**会議の開催** 年3回程度  
▼**対象** ①町に住所を有し、昭和24年4月2日から平成11年4月1

▼**申し込み・問い合わせ先** 〒370-1369 2  
吉岡町大字下野田560番地  
総務政策課 政策室

☎26・2241（直通）

▼**申し込み・問い合わせ先** 町民生活課 生活環境室  
☎26・2243（直通）

## 防災意識を高め、防災知識を身につけよう

### 第2回消防防災総合訓練

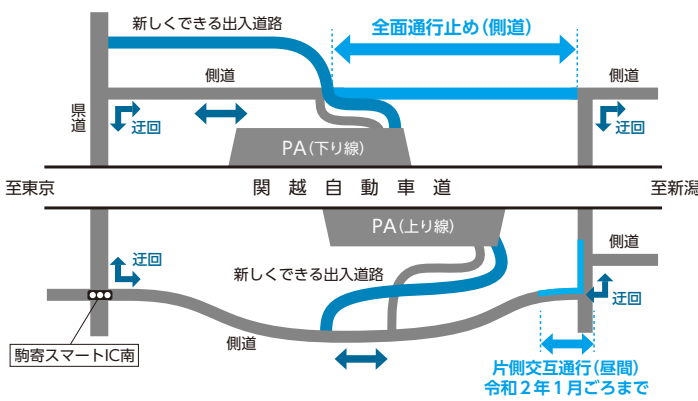


地震の発生を想定した避難訓練を町内全域で行います。

町内自治会ごとに設置する避難所で、防災に役立つ訓練も行われます。日々の防災意識を高め、防災知識を身につけるためにご参加ください。

▼**期日** 11月10日①  
▼**時間** 午前9時～正午ごろ  
▼**場所** 町内全域

▼**問い合わせ先** 町民生活課 生活環境室  
☎26・2243（直通）



## 工事期間中の出入りについて

**下り線**  
(新潟方面行)

南側の県道から側道を通り迂回してください。

**上り線**  
(東京方面行)

当面は現行通りですが、工事の進み具合により変更する予定です。現地の誘導看板に従って迂回してください。

## 今月の納税

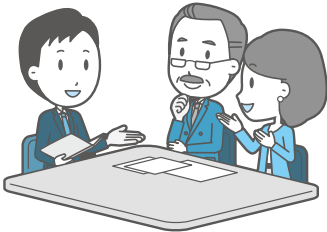
町県民税普通徴収 …… 4期  
国民健康保険税  
介護保険料 ……5期  
後期高齢者医療保険料

納期限 12月2日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

無料

税務相談



期日 11月15日(金)

時間 13:30~16:00

場所 役場 第1会議室(2階)

問い合わせ先  
財務課 税務室 ☎26-2237(直通)

種別	補助単価
ビン類	10円/本
紙類	10円/kg
金属類(缶除く)	10円/kg
アルミ缶	10円/kg
スチール缶	10円/kg
布類	10円/kg

紙類には、新聞・段ボール以外にも雑紙(古紙)も含まれます。

町の補助金を申請すると、町環境美化推進協議会からも年2回まで(1回5,000円)補助金が交付されます。別途申請する必要はありません。

回収にご協力ください  
資源ごみの集団回収に補助金を交付



- ▼申請に必要な書類
  - 資源ごみ集団回収実施団体登録申請書(毎年度初回のみ登録)
  - 資源ごみ集団回収事業費補助金交付申請書兼実績報告書
  - 資源ごみ引き取り整理表
  - 回収業者が発行する計量表(回収量が分かるもの)
- ※各種様式は、町ホームページからダウンロードできます。
- ▼申請・問い合わせ先  
町民生活課 生活環境室  
☎26・2243(直通)

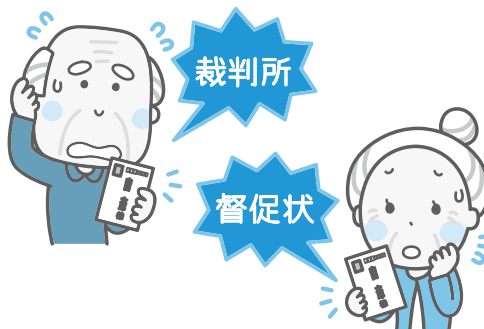
消費生活センターにご相談ください  
架空請求はがきにご注意を



法的紛争解決機関などを装った「裁判所に訴状が提出された」「給与、財産を差し押さえる」と脅して、不安をあおった上で、「訴訟を取り下げなければ電話で連絡しなさい」と架空を誘導するはがきが突然自宅などに届くといった事例があります。これは平成29年8月ごろから急増しており、今年度に入ってもまだなお報告されています。

架空請求はがきに  
だまされない!  
覚えておきたい3カ条

- ① 家族や友人、近所の人など身近にいる人に相談しましょう。
- ② 裁判や訴訟などに関する重大な通知はがきで送られてくることは絶対にないことを知っておきましょう。
- ③ はがきに書かれた電話番号には絶対に電話をしないでください。



「身に覚えのないあやしいはがきが届いたけど、どうしたらいいかわからない」という場合は、絶対に一人で判断せずに、必ず市消費生活センターへご相談ください。

▼問い合わせ先

渋川市消費生活センター  
☎22・2325

※受け付けは祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時~午後4時  
群馬県消費生活センター  
☎027・2223・3001  
消費者ホットライン  
☎188

新しい教育委員の体制をお知らせします

教育長に山口さん、教育長職務代理者に大沢さん

教育長の山口和良さんが9月30日で任期満了となり、9月定例議会の同意を得て再任されました。また、同議会の同意を得て、長島忠行さんが10月1日付で教育委員に任命されました。

10月1日には臨時教育委員会が開催され、大沢知子さんが教育長職務代理者に再任されました。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育室  
☎26・2286(直通)



新体制は以下のとおりです。(敬称略)  
教育長:山口和良(右) 職務代理者:大沢知子(中央)  
教育委員:木暮伸晴、藤多ゆかり、長島忠行(左)



いちはやく 189 小さな命に 待たなし

11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待は、早期に発見し、その家庭に対して適切な支援をすることが重要です。地域の住民一人ひとりが子どもを虐待から守るネットワークの一員です。あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。

▼児童虐待とは

**身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる など

**性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

**ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

**心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

▼児童虐待のサイン

- 叩く音や叫び声が聞こえる
- 衣服や身体がいつも極端に汚れている
- 不自然な傷が多い、打撲の跡がある
- 表情が乏しい
- おどおどしている
- 攻撃的な行動が目立つなど

▼相談・通告先

- 健康福祉課 子ども福祉室 ☎26・2248(直通)
  - 中央児童相談所 北部支所 ☎20・1010
  - 子どもホットライン24 ☎0120・783・884
  - (携帯電話から) ☎027・263・1100
  - 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
- ※通告者の秘密は守られます。

家事に参加してみませんか?

## パパと子の料理教室

**12/1日** 10:00~13:30  
保健センター調理室

男性が家事(料理)を通じ、  
育児参加することを目的として、  
パパと子の料理教室を開催します。

**対象** 小学生と父親(または祖父など)

**定員** 先着15組

**メニュー** クリスマスにちなんだ料理  
※アレルギーが心配な場合は、お気軽にご相談ください。

**費用** 大人200円・子ども100円

**持ち物** エプロン・三角巾

**申し込み方法**  
11月13日④までに電話でお申し込みください。

**申し込み・問い合わせ先**  
町民生活課 町民サービス室 ☎26-2244(直通)






オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。